

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱（抜粋） （実績報告等） 第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は<u>令和9年1月29日</u>のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。 2 略 （県内発注） <u>第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u> 情報の開示） 第<u>14</u>条 補助事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 附 則 1 この要綱は、令和8年3月5日から施行する。ただし、令和8年4月1日以降に要した経費を対象とする。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第8条第4号、第10条第2項、第11条及び第<u>14</u>条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年8月12日から施行する。</u>	高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱（抜粋） （実績報告等） 第10条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は<u>令和8年8月20日</u>のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。 2 略 （新設） （情報の開示） 第<u>13</u>条 補助事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 附 則 1 この要綱は、令和8年3月5日から施行する。ただし、令和8年4月1日以降に要した経費を対象とする。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第8条第4号、第10条第2項、第11条及び第<u>13</u>条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。